

保税オンライン研修会（基礎編）



神戸税関監視部



令和2年12月

講義予定

1. 保税制度について

- (1)保税制度の役割
- (2)自主管理制度
- (3)保税地域の種類

2. 保税地域における貨物の管理等

- (1)外国貨物を置く場所の制限
- (2)見本の一時持出し
- (3)外国貨物の取扱い
- (4)外国貨物の廃棄
- (5)関税納付義務(倉主責任)
- (6)記帳義務
- (7)保税運送
- (8)被許可者等に対する処分

講義予定

1. 保税制度について

- (1)保税制度の役割
- (2)自主管理制度
- (3)保税地域の種類

2. 保税地域における貨物の管理等

- (1)外国貨物を置く場所の制限
- (2)見本の一時持出し
- (3)外国貨物の取扱い
- (4)外国貨物の廃棄
- (5)関税納付義務(倉主責任)
- (6)記帳義務
- (7)保税運送
- (8)被許可者等に対する処分

講義予定

1. 保税制度について

- (1)保税制度の役割
- (2)自主管理制度
- (3)保税地域の種類

2. 保税地域における貨物の管理等

- (1)外国貨物を置く場所の制限
- (2)見本の一時持出し
- (3)外国貨物の取扱い
- (4)外国貨物の廃棄
- (5)関税納付義務(倉主責任)
- (6)記帳義務
- (7)保税運送
- (8)被許可者等に対する処分

1. 保税制度について

(1) 保税制度の役割

保税とは

【関税法】定義なし

【広辞苑】関税の賦課が保留される状態

【概念上】貨物が**外国貨物**である状態

1. 保税制度について

(1) 保税制度の役割

外国貨物とは(法第2条(概略))

外国貨物

輸出の許可を受けた貨物及び外国から本邦へ到着した貨物で輸入が許可される前のもの。

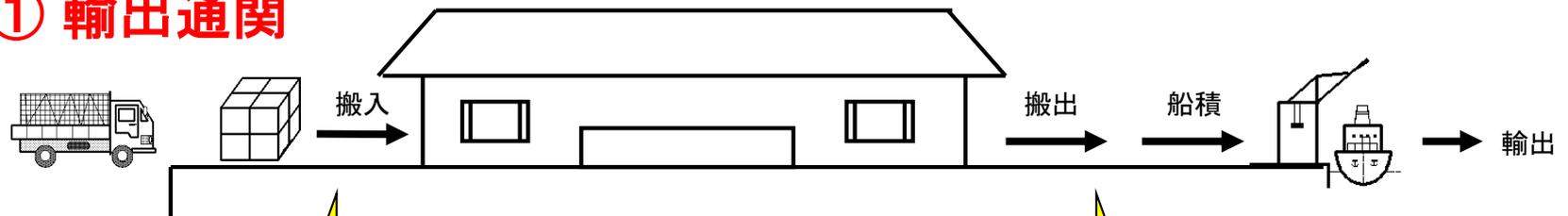
内国貨物

外国貨物でないもの。

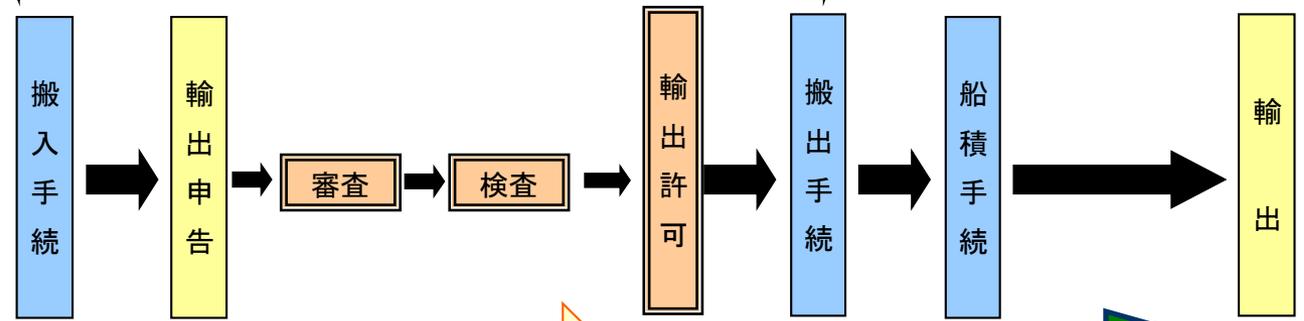
1. 保税制度について

(1) 保税制度の役割

① 輸出通関



(通常の輸出通関の流れ)

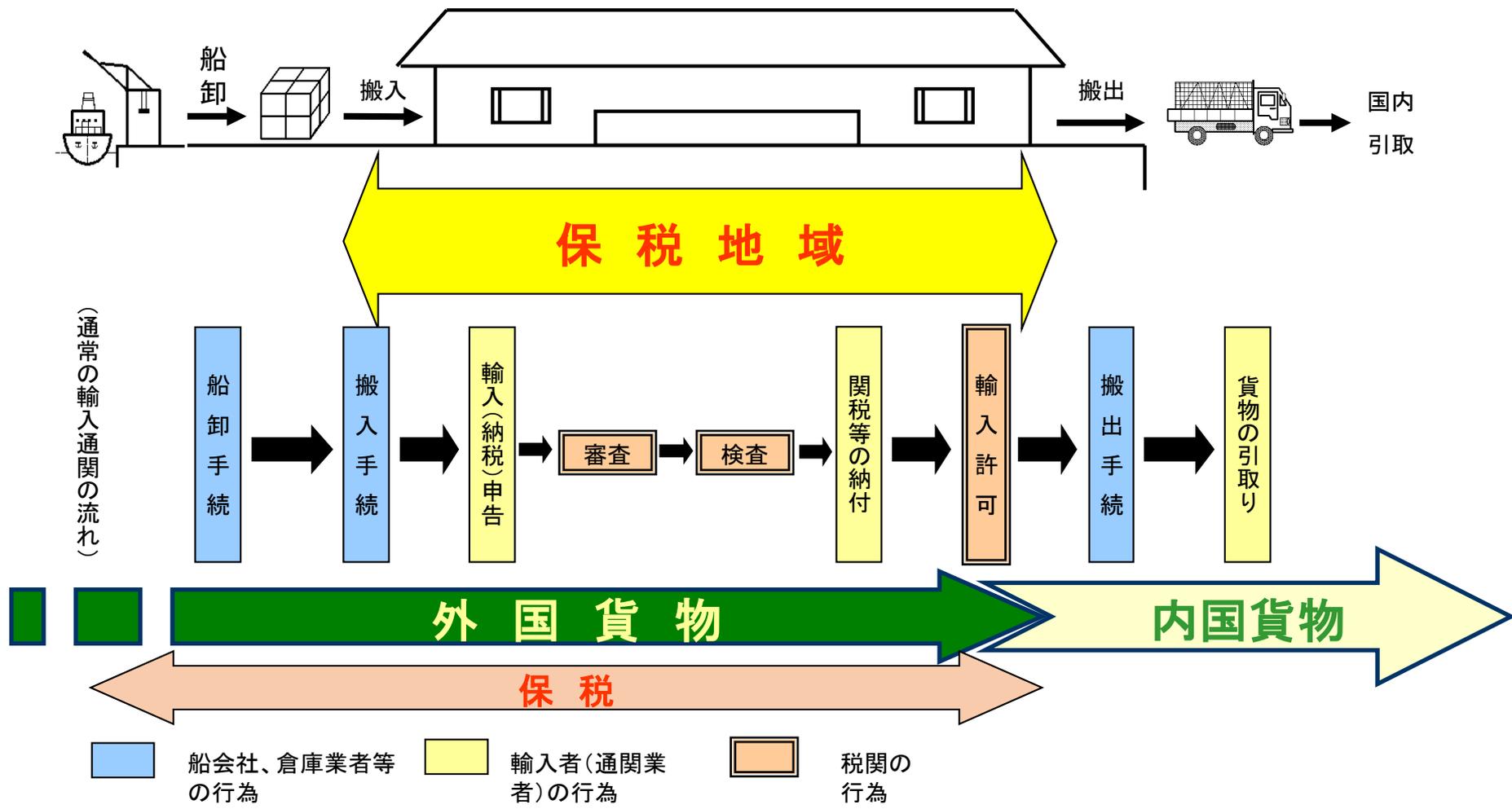


- 船会社、倉庫業者等の行為
- 輸入者(通関業者)の行為
- 税関の行為

1. 保税制度について

(1) 保税制度の役割

② 輸入通関



1. 保税制度について

(1) 保税制度の役割

保税とは

【概念上】貨物が**外国貨物**である状態

《外国貨物》

輸出の場合：**輸出許可**を受けた**後**の貨物

輸入の場合：**輸入許可**を受ける**前**の貨物

これらの**保税状態**にある**外国貨物**に対して各種手続きや規制等を設け、**税関の監督下に置く制度**を「**保税制度**」と総称している。

1. 保税制度について

(1) 保税制度の役割

もし保税制度（外国貨物に対する規制等）がなければ・・・

貨物はいつでも好きな場所に置くことができるので・・・

【輸出入者】

貨物の密輸出入や抜き取りなどの不正行為が容易

【税関】

社会悪物品等の効率的、効果的な取締り、適正な申告、徴税の確保が困難

- ・ 不正に関税等を免れた貨物が安値で国内に流通し、国内産業に重大な損害が生じる。
- ・ 国民生活の安全や健康の維持
- ・ 国際的な平和維持、環境保護等の社会秩序が失われる。



絹織物と綿タオルのすり替え



コンテナ奥に隠匿された盗難車



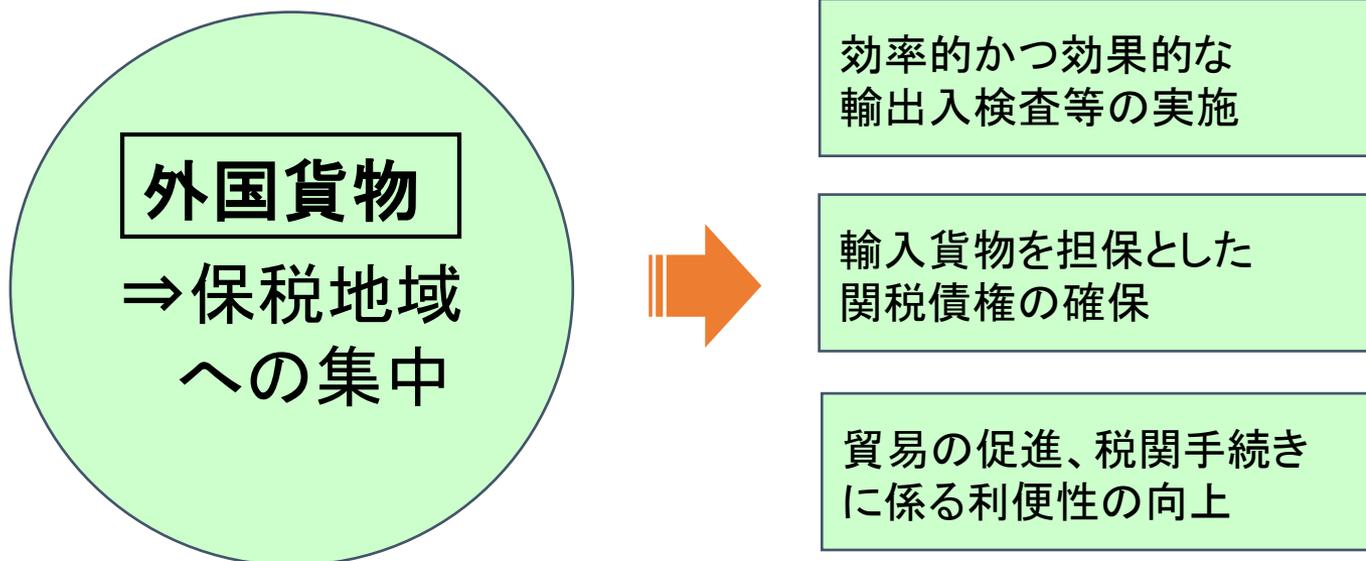
模造鉄鉱石内に隠匿された覚醒剤

1. 保税制度について

(1) 保税制度の役割

【関税法第30条】

外国貨物は、保税地域以外の場所に置くことができない。



講義予定

1. 保税制度について

- (1)保税制度の役割
- (2)自主管理制度
- (3)保税地域の種類

2. 保税地域における貨物の管理等

- (1)外国貨物を置く場所の制限
- (2)見本の一時持出し
- (3)外国貨物の取扱い
- (4)外国貨物の廃棄
- (5)関税納付義務(倉主責任)
- (6)記帳義務
- (7)保税運送
- (8)被許可者等に対する処分

1. 保税制度について

(2) 自主管理制度

主な保税制度の変遷と自主管理

昭和29年 現行関税法施行

税関による**直接管理**

(貨物の搬出入の都度、税関へ届け出及び税関職員の立会)

昭和47年 自主管理指定制度の導入

倉主(一部)による**間接管理**

(取締上支障がないと指定した保税地域では、貨物の搬出入の事実を記帳することにより、届け出を不要とした)

平成 9年 完全自主管理へ移行(貨物管理に関する手続き簡素化)

すべての保税地域に記帳義務を課し、搬出入届出を廃止
輸入許可済貨物を保税管理の対象から除外

平成12年 社内管理規定(CP)整備を基本通達化

1. 保税制度について

(2) 自主管理制度

基本的考え方

税関の信頼・期待

- ・関税関係法規の順守
- ・保税手続き上の管理を自主的にかつ的確に実行

倉主

- ・自己の責任を自覚し、ルールに従い、保税手続きを自主的に処理

具体的行為

税関

- ・倉主が記帳した内容を点検
- ・倉主が的確な貨物管理を行っていることの確認

倉主

- ・搬出入、取扱い等について、**自ら定めたルール**に基づき、適正な貨物管理を行い、その事実を迅速・的確に記帳する。

1. 保税制度について

(2) 自主管理制度

社内管理規定 (CP: Compliance Program)

目的

法令に規定する税関手続の適正な履行を確保するために、企業内における適正な貨物管理体制を確保してもらうこと。

基本項目

- | | |
|-----------------|--|
| (1) 社内管理規定の目的 | 適正な貨物管理体制の確保 → 税関手続の適正な履行の確保 |
| (2) 社内管理責任体制の整備 | 総合責任者、貨物管理責任者等 |
| (3) 貨物管理手続体制の整備 | 搬出入管理(対査確認等)、蔵置管理、記帳・記録、
委託業務に係る貨物管理手続きの規定の整備 |
| (4) 貨物保全体制の整備 | 亡失等の防止(人/物の出入りチェック、巡回警備等) |
| (5) 税関への通報体制の整備 | 不審貨物、不審人物等についての通報 |
| (6) 教育訓練体制の整備 | 関係法令の遵守等に係る教育・訓練 |
| (7) 評価・監査制度の整備 | 内部監査人による定期的評価・監査制度の制定
(原則毎年実施し、その都度、その結果を税関に提出) |
| (8) その他留意事項 | 社内管理規定に違反した場合、懲戒規定の対象となる旨定める
(既存の就業規則に規定されている場合は、その旨記載) |

講義予定

1. 保税制度について

- (1)保税制度の役割
- (2)自主管理制度
- (3)保税地域の種類

2. 保税地域における貨物の管理等

- (1)外国貨物を置く場所の制限
- (2)見本の一時持出し
- (3)外国貨物の取扱い
- (4)外国貨物の廃棄
- (5)関税納付義務(倉主責任)
- (6)記帳義務
- (7)保税運送
- (8)被許可者等に対する処分

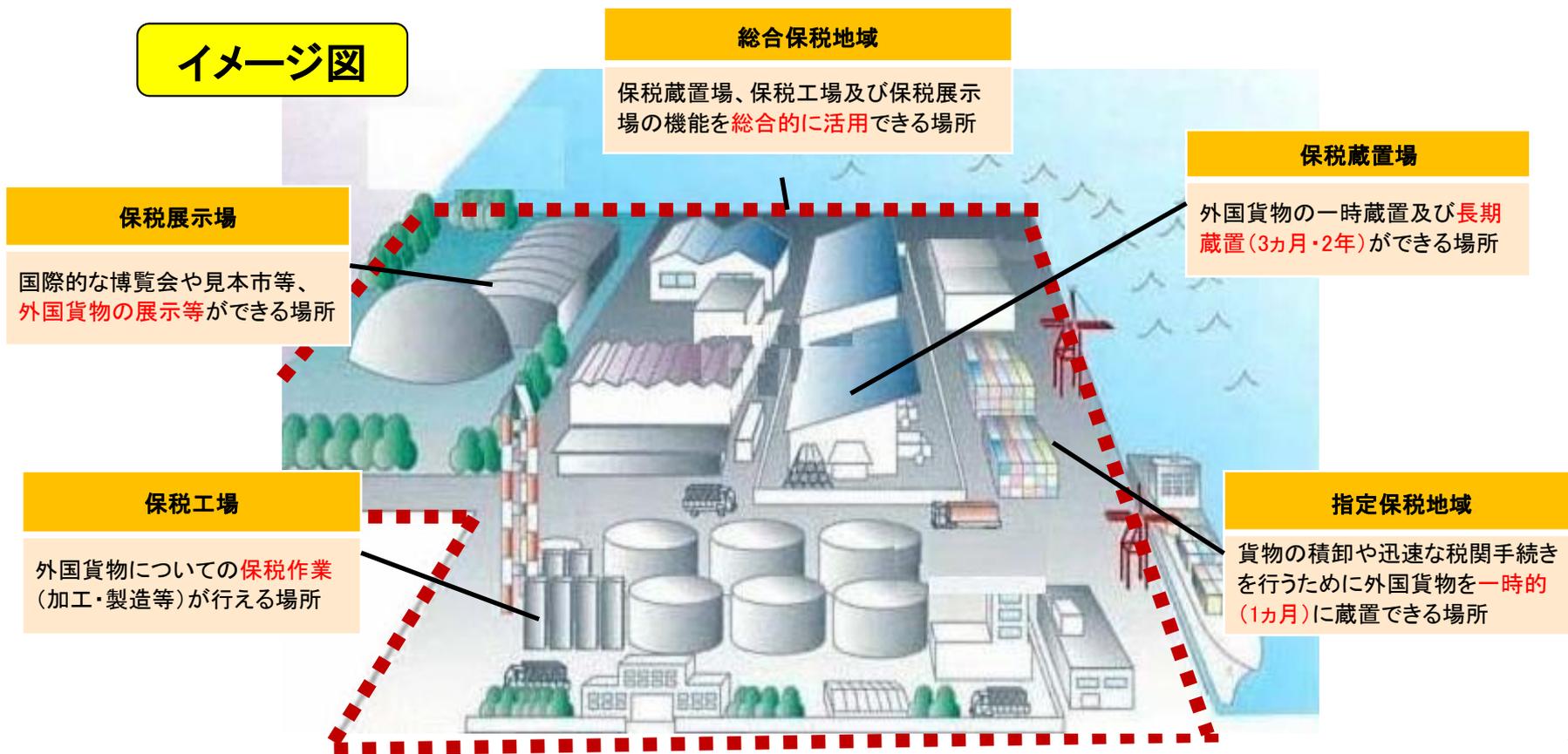
1. 保税制度について

(3) 保税地域の種類(法第29条)

保税地域は、

指定保税地域、保税蔵置場、保税工場、保税展示場及び総合保税地域
の5種とする。

イメージ図



講義予定

1. 保税制度について

- (1)保税制度の役割
- (2)自主管理制度
- (3)保税地域の種類

2. 保税地域における貨物の管理等

- (1)外国貨物を置く場所の制限
- (2)見本の一時持出し
- (3)外国貨物の取扱い
- (4)外国貨物の廃棄
- (5)関税納付義務(倉主責任)
- (6)記帳義務
- (7)保税運送
- (8)被許可者等に対する処分

講義予定

1. 保税制度について

- (1)保税制度の役割
- (2)自主管理制度
- (3)保税地域の種類

2. 保税地域における貨物の管理等

- (1)外国貨物を置く場所の制限
- (2)見本の一時持出し
- (3)外国貨物の取扱い
- (4)外国貨物の廃棄
- (5)関税納付義務(倉主責任)
- (6)記帳義務
- (7)保税運送
- (8)被許可者等に対する処分

2. 保税地域における貨物の管理等

(1) 外国貨物を置く場所の制限(法第30条第1項)

原則

外国貨物は、**保税地域以外の場所に置くことはできない。**

例外

- 難破貨物(第1号)
 - 遭難その他の事故により船舶又は航空機から離脱した貨物(関基30-1)
(単に航行の自由を失った船舶又は航空機に積まれていた貨物は含まれない)
- **保税地域に置くことが困難又は著しく不適當な貨物(第2号)【他所蔵置貨物】**
- 特定郵便物(※1)、刑事訴訟法の規定により押収された物件その他政令で定める貨物(第3号)
- 信書便物(※2)のうち税関長が取締り上支障がないと認めるもの(第4号)
- 特例輸出貨物(第5号)

- (※) 1 - 関税法第76条第5項(郵便物の輸出入の簡易手続)の規定による通知に係る郵便物(**輸入されるものに限る**)
- 信書のみを内容とする郵便物
2 民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第3項(定義)に規定する信書便物

2. 保税地域における貨物の管理等

(1) 外国貨物を置く場所の制限(法第30条第1項)

【保税地域に置くことが困難又は著しく不適當な貨物: **他所蔵置貨物**(関基30-2)】

他所蔵置が認められる貨物

- 巨大重量物
- 大量貨物
- 交通不便
- 腐敗変質・他の貨物を汚損
- 貴重品・危険物・生鮮食料品
- 税関長がやむを得ないと認めたもの



他所蔵置の許可は、
個々の貨物を保税地域以外の場所に置くことについての**禁止を解除するもの**であり、
保税地域以外の場所について、特例的に保税地域の機能を持たせるものではない。
したがって、
対象となる貨物が**物理的に保税地域に置くことが困難な貨物についてのみ**認められる。

講義予定

1. 保税制度について

- (1)保税制度の役割
- (2)自主管理制度
- (3)保税地域の種類

2. 保税地域における貨物の管理等

- (1)外国貨物を置く場所の制限
- (2)見本の一時持出し
- (3)外国貨物の取扱い
- (4)外国貨物の廃棄
- (5)関税納付義務(倉主責任)
- (6)記帳義務
- (7)保税運送
- (8)被許可者等に対する処分

2. 保税地域における貨物の管理等

(2) 見本の一時持出(法第32条)

保税地域にある外国貨物を見本として一時持ち出そうとする者は、税関長の許可を受けなければならない。

許可基準

課税上問題がなく、かつ、少量の場合(関基32-1)

効力

見本として持ち出す外国貨物は、税関長の指定する期間内に戻し入れるものものとする。

ただし、残余の貨物と一括して輸入許可を受けた場合はこの限りではない。(関基32-1(2))

講義予定

1. 保税制度について

- (1)保税制度の役割
- (2)自主管理制度
- (3)保税地域の種類

2. 保税地域における貨物の管理等

- (1)外国貨物を置く場所の制限
- (2)見本の一時持出し
- (3)外国貨物の取扱い
- (4)外国貨物の廃棄
- (5)関税納付義務(倉主責任)
- (6)記帳義務
- (7)保税運送
- (8)被許可者等に対する処分

2. 保税地域における貨物の管理等

(3) 貨物の取扱い(法第40条)(指定保税地域)

指定保税地域では法37条第1項に規定する行為のほか、以下の行為ができる。

1. 内容点検、改装、仕分け、その他の手入れ(第1項) ⇒ **要記帳**

内容点検: 品質若しくは数量の点検、又はその機能の簡単な点検

改装: 包装を改める行為をいい、一部積戻しのための分割包装等を含む

仕分け: 貨物を記号、番号別、荷主、仕向地別又はその名称等級別等に分類、選別

その他の手入れ: 貨物の記号、番号の刷換え、さびみがき、油さし、虫ぼし、洗浄・ワックスかけ等

2. 見本展示、簡単な加工、その他これらに類するもの(第2項) ⇒ **要許可**

簡単な加工: 単純な工程によるもので、加工後において加工前の状態が判明できる程度のもの
(例) 食料品等の加熱(専ら関税の引下げ、非自由化品目→自由化品目を目的とする場合を除く)等

これらに類する行為: 輸出しようとする貨物の内容の破損部分又は不良品をこれと同種の完全品と交換すること等

※保税蔵置場については、法第49条にて法第40条を準用している。

※他所蔵置許可場所では上記1.のみ届出をすることで行うことができる(法第36条)。

講義予定

1. 保税制度について

- (1)保税制度の役割
- (2)自主管理制度
- (3)保税地域の種類

2. 保税地域における貨物の管理等

- (1)外国貨物を置く場所の制限
- (2)見本の一時持出し
- (3)外国貨物の取扱い
- (4)外国貨物の廃棄
- (5)関税納付義務(倉主責任)
- (6)記帳義務
- (7)保税運送
- (8)被許可者等に対する処分

2. 保税地域における貨物の管理等

(4) 外国貨物の廃棄(法第34条)

保税地域にある外国貨物を**廃棄**しようとする者は、**あらかじめ**その旨を税関に**届け出なければならない**。ただし、(関税法第45条第1項ただし書(許可を受けた者の関税の納付義務等)の規定により)**減却**について**承認**を受けた場合は、**この限りでない**。

廃棄の意義(関基23-9、34-1)

- 外国貨物の**廃棄**とは、外国貨物を**減却**し、又は腐敗、変質等により本来の用途に供されなくなった外国貨物を**くずとして処分**すること。
- 貨物の**減却**とは、焼却等により**貨物の形態をとどめなく**すること。

廃棄

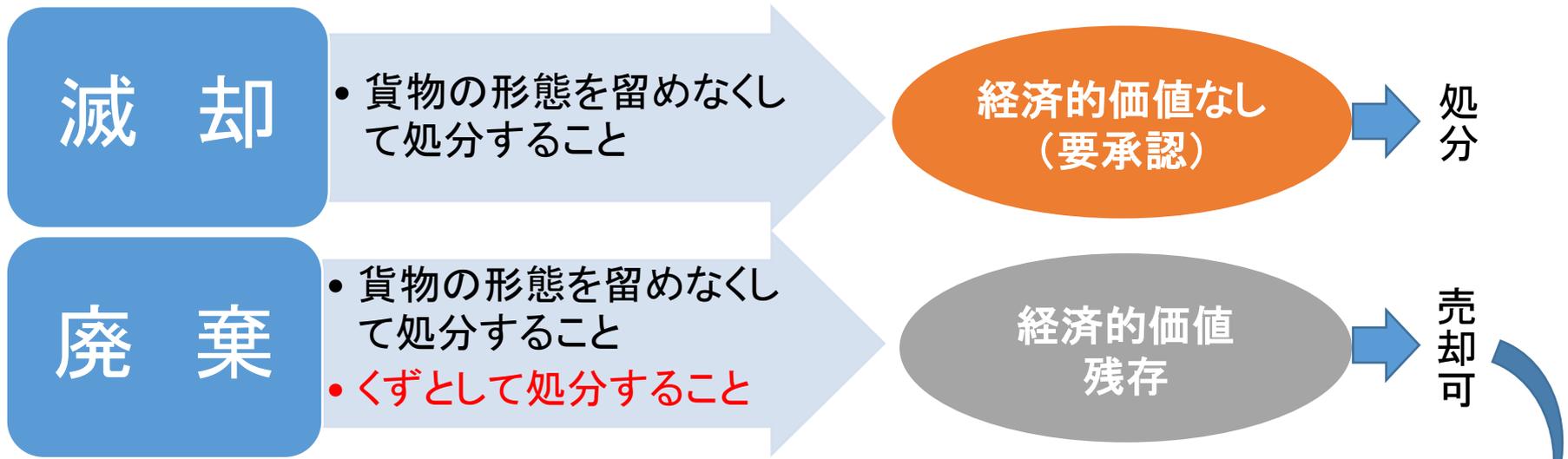
減却

2. 保税地域における貨物の管理等

(4) 外国貨物の廃棄(法第34条)

【廃棄・減却】

どちらも外国貨物本来の価値をなくして、捨てると同様の状態で国内に引き取る行為



廃棄が**減却以外の廃棄の場合、**
その廃棄後の現況により**輸入手続きが必要！**

2. 保税地域における貨物の管理等

(4) 外国貨物の廃棄(法第34条)

次の製品を廃棄する場合、処分方法は「廃棄」「減却」のどちらが適当？

錆びた鉄鋼製品(解体・切断)

解体・切断したとしても「鉄くず」としての経済的価値は残ってしまう可能性があり、その場合は「減却」にすることはできず、「**廃棄**」になり、鉄くずとして輸入手続きを行い、国内引き取りをする。

腐ったバナナ(焼却)

腐ったバナナについて、焼却などその形態をとどめなくするのであれば、そこに経済的価値はなくなるため、「**減却**」に該当するとして、あらかじめ減却承認を受けた後に国内引き取りをする。
(輸入手続き不要)。

講義予定

1. 保税制度について

- (1)保税制度の役割
- (2)自主管理制度
- (3)保税地域の種類

2. 保税地域における貨物の管理等

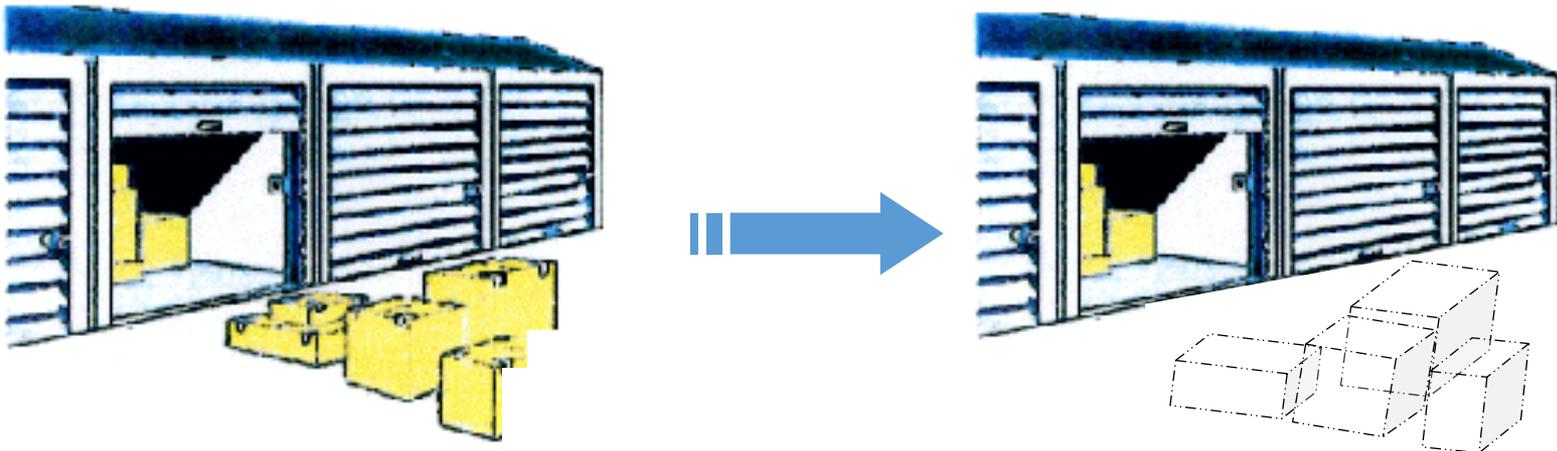
- (1)外国貨物を置く場所の制限
- (2)見本の一時持出し
- (3)外国貨物の取扱い
- (4)外国貨物の廃棄
- (5)関税納付義務(倉主責任)
- (6)記帳義務
- (7)保税運送
- (8)被許可者等に対する処分

2. 保税地域における貨物の管理等

(5) 関税納付義務(倉主責任)(法第45条)

保税蔵置場にある外国貨物(輸出許可を受けた貨物を除く。)が、**亡失**、または**滅却**されたときは、その**保税蔵置場の許可を受けた者**から直ちにその**関税を徴収**する。

※他の保税地域についても準用規定あり。



2. 保税地域における貨物の管理等

(5) 関税納付義務(倉主責任)(法第45条)

- 例外
- ・あらかじめ税関長の承認を受けて減却した場合
 - ・災害その他やむを得ない事情により亡失した場合

「**災害**」とは、震災、風水害等の天災、又は火災その他人為的災害で自己の責任によらないもの

「**その他やむを得ない事情**」とは、災害に準ずるような理由

誤送や窃盗による盗難等は「その他やむを得ない事情」に該当しない！

なぜか？



倉主には貨物の保全義務があるから

講義予定

1. 保税制度について

- (1)保税制度の役割
- (2)自主管理制度
- (3)保税地域の種類

2. 保税地域における貨物の管理等

- (1)外国貨物を置く場所の制限
- (2)見本の一時持出し
- (3)外国貨物の取扱い
- (4)外国貨物の廃棄
- (5)関税納付義務(倉主責任)
- (6)記帳義務
- (7)保税運送
- (8)被許可者等に対する処分

2. 保税地域における貨物の管理等

(6) 記帳義務(法第34条の2)

保税地域(保税工場・保税展示場を除く)において貨物を管理する者は、その管理する外国貨物又は輸出しようとする貨物について、帳簿を設け、政令で定める事項を記載しなければならない。

※保税工場・保税展示場の記帳義務については別途規定している(法第61条の3及び法第62条の7)。

記帳事項(関令第29条の2第1項) 【指定保税地域・保税蔵置場】

- 1号 外国貨物(輸出しようとする貨物を含む)を入れた場合
- 2号 外国貨物(輸出しようとする貨物を含む)を取扱した場合
- 3号 IS承認又は置く期間について税関長の指定を受けた場合
- 4号 輸入の許可を受けた場合
- 5号 輸入の許可前における貨物の引取り承認を受けた場合
- 6号 見本の一時持出許可を受けた場合
- 7号 外国貨物を出した場合

帳簿の保管期間(関基34の2-3)

記載すべき事項が生じた日から起算して2年を経過する日まで。
(その間に当該帳簿について保税業務検査を受けた場合にあっては、当該保税業務検査を受けた日まで。)

講義予定

1. 保税制度について

- (1)保税制度の役割
- (2)自主管理制度
- (3)保税地域の種類

2. 保税地域における貨物の管理等

- (1)外国貨物を置く場所の制限
- (2)見本の一時持出し
- (3)外国貨物の取扱い
- (4)外国貨物の廃棄
- (5)関税納付義務(倉主責任)
- (6)記帳義務
- (7)保税運送
- (8)被許可者等に対する処分

2. 保税地域における貨物の管理等

(7) 保税運送(法第63条)

外国貨物は、税関長に申告し、その承認を受けて、開港、税関空港、保税地域、税関官署及び他所蔵置許可を受けた場所相互間に限り、外国貨物のまま運送することができる。

ポイント

保税運送は、特定の場所相互間を指定された期間内で運送する場合のみ認められる。

※運送期間指定後に災害その他やむを得ない事由が生じたため必要があると認めるときは、税関長はその指定した運送期間を延長することができる。



保税運送の種類

陸路運送 (OLT Over Land Transport)	海路運送 (ICT Inter Coast Transport)	空路運送 (ACT Air Craft Transport)
自動車等、鉄道による運送	船舶等による運送	航空機等による運送

2. 保税地域における貨物の管理等

(7) 保税運送(法第63条)

関税の徴収等(法第65条)

運送の承認を受けて運送された外国貨物はその**指定された運送の期間内に運送先に到着しないときは、運送の承認を受けた者から、直ちにその関税を徴収する。**

【ポイント】

- ・ 未到着または亡失した**外国貨物が輸出許可済み貨物**である場合は、**関税徴収は行わない。**
- ・ 運送途中の外国貨物が**亡失した際、その理由が災害その他やむを得ない場合、関税徴収は行わない。**
- ・ 直ちに関税を徴収する場合は、賦課決定方式による(関税法第6条の2)
- ・ 運送先の保税地域に到着し搬入した後は、その外国貨物の関税納付義務は倉主に移転する。
※その外国貨物が亡失、又は税関に承認を受けずに滅却された場合には、倉主から直ちにその関税を徴収することとなる。(関税法第45条等)

講義予定

1. 保税制度について

- (1)保税制度の役割
- (2)自主管理制度
- (3)保税地域の種類

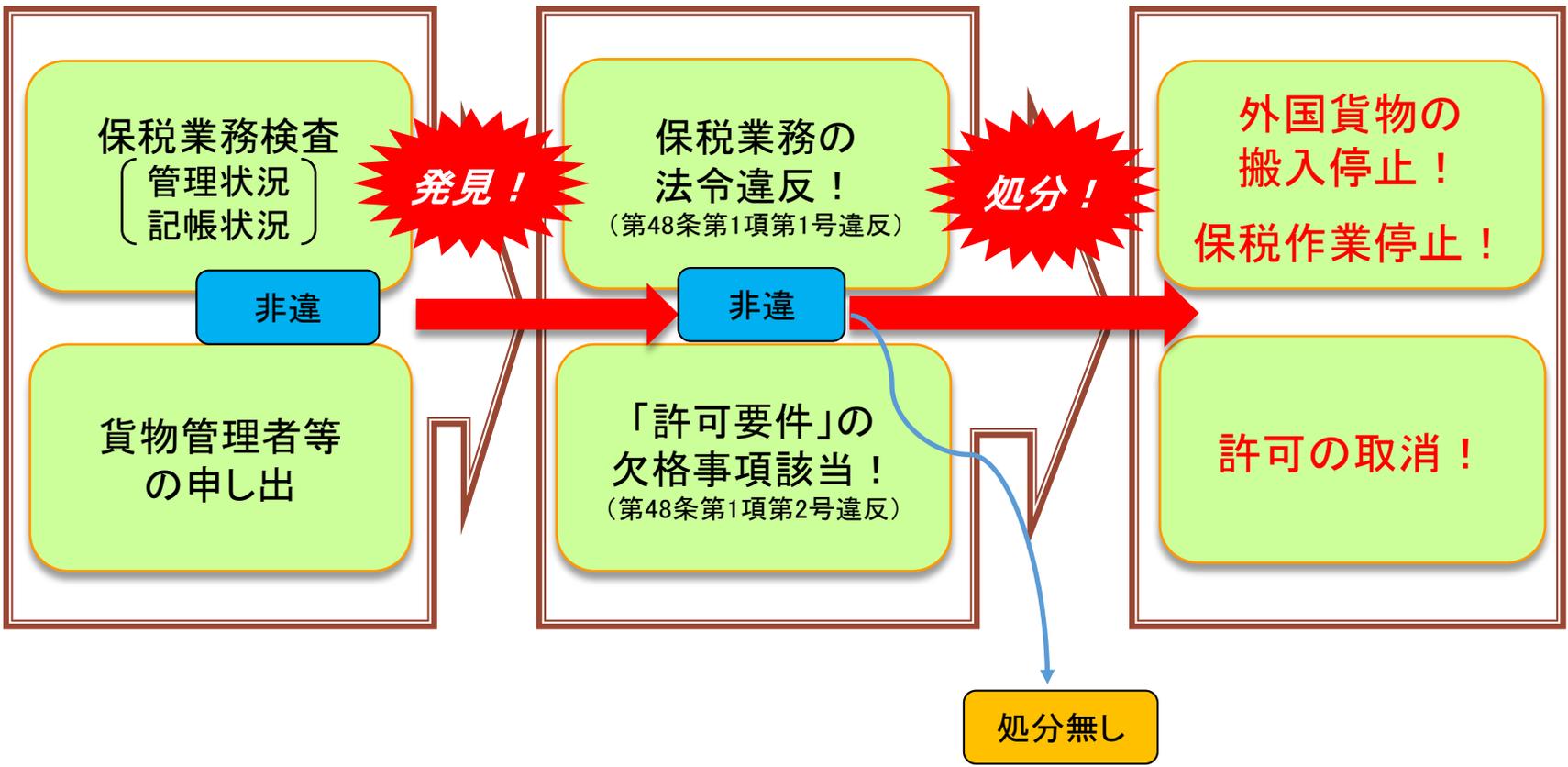
2. 保税地域における貨物の管理等

- (1)外国貨物を置く場所の制限
- (2)見本の一時持出し
- (3)外国貨物の取扱い
- (4)外国貨物の廃棄
- (5)関税納付義務(倉主責任)
- (6)記帳義務
- (7)保税運送
- (8)被許可者等に対する処分

2. 保税地域における貨物の管理等

(8) 被許可者等に対する処分(法第48条)

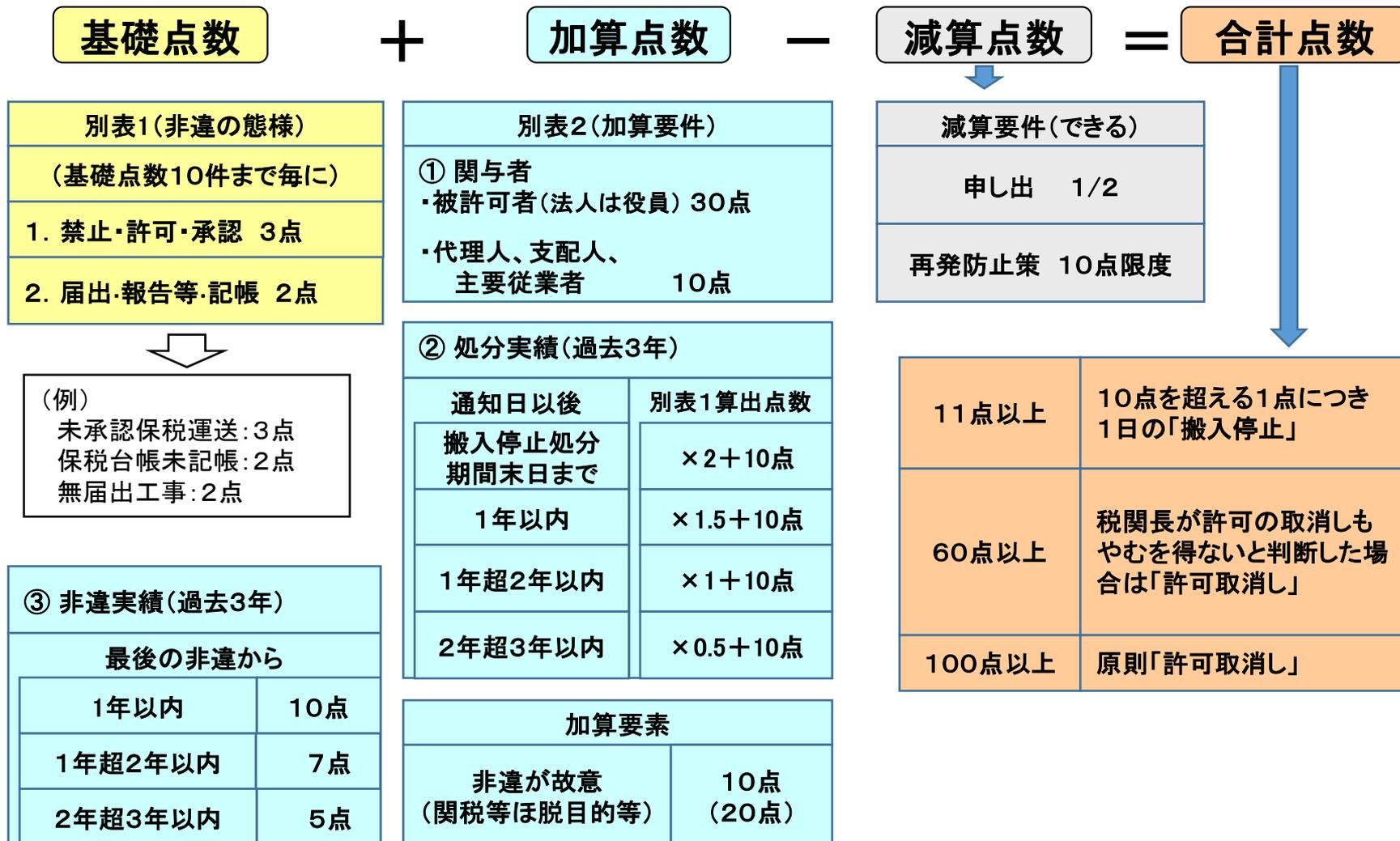
税関長は、被許可者等が保税業務においてこの法律の規定に違反等した場合、または欠格条項に該当した場合は、期間を指定して外国貨物または輸出しようとする貨物を保税蔵置場に入れることを停止させ、又は保税蔵置場の許可を取り消すことができる。



2. 保税地域における貨物の管理等

(8) 被許可者等に対する処分(法第48条)

【保税蔵置場に対する搬入停止・取消処分(関税法第48条、関税法基本通達48-1)】

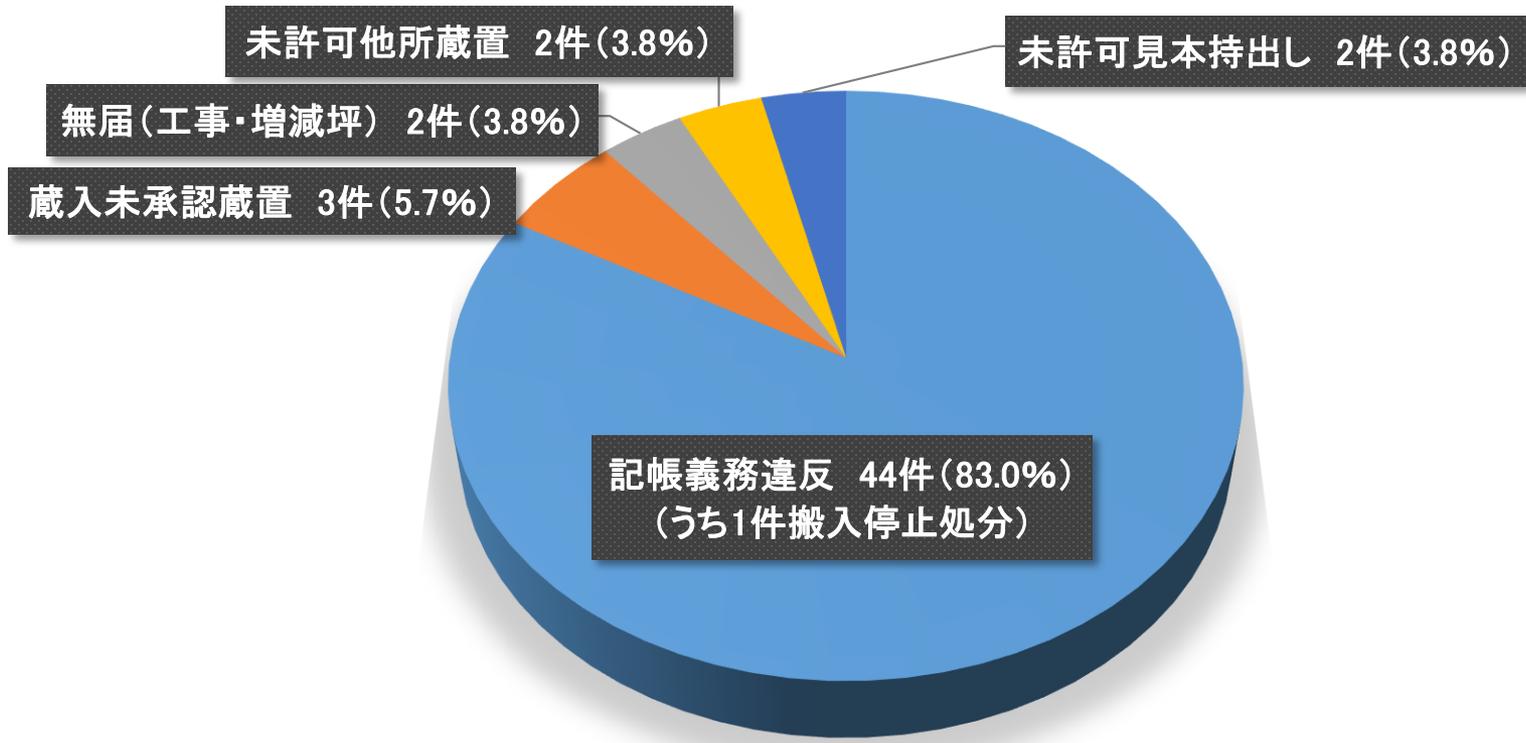


2. 保税地域における貨物の管理等

(8) 被許可者等に対する処分(法第48条)

令和元事務年度(令和元年7月～令和2年6月)
全国保税地域の非違・処分の概要

非違件数:計53件(うち処分1件) ※【12件】



※【12件】は処分になり得た件数(内書)
直ちに社内管理体制の改善に取り掛かった場合等により減算措置が講じられた結果、処分に至らなかったもの。

お疲れ様でした。

ご質問があればお願いします。



カスタムくん